

トンネル内における携帯電話利用対策の早期実施に関する要望書

現在、携帯電話も含めたモバイル端末は広く行き渡り、国民生活に欠くことの出来ないものとなっています。

とりわけこれまでの数多くの災害に際し、自らの安否を外部に知らせる、あるいは帰宅のための様々な情報取得の手段等として、生命に直結する重要な役割を果たしてきました。

従来から国の補助事業が活用され、携帯電話の不感対策が実施されてきたところですが、和歌山県内の幹線道路においても携帯電話が利用できない箇所が未だ残されています。

今後、南海トラフ地震等による大規模災害も想定される本県にとって、住民及び観光客の安全、安心の確保のためにも携帯電話の不感地域の解消が、重要かつ喫緊の課題であると考えます。

よって、県におかれては、災害対策の観点からも、特に幹線道路トンネル内における携帯電話の利用を可能とする対策が早期に実施されるよう、関係機関に対し働きかけることを強く要望します。

平成27年1月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸 様

自由民主党和歌山県支部連合会
会 長 二 階 俊 博